

財政支援基金設置規程

(目的)

第1条 一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「全年連」という。）は、都道府県年金受給者団体（以下「都道府県団体」という。）が年金受給者の福祉の向上を図るための事業を行うにあたり、財政基盤の脆弱な団体に対して、相互扶助の理念に基づき一定の財政支援措置を行うものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、「財政支援基金」を設置する。

(財源等)

第3条 「財政支援基金」の財源には、会費規程第3条（1）に規定する会費を充てる。

第4条 都道府県団体への支援金は、毎年度定める「全年連助成対象事業実施要領」により、事業助成金限度額に加算して支援する。

2 事業助成金限度額に加算する支援金は、毎年度理事会で承認を得るものとする。

第5条 財政支援基金は、会費規程第3条（2）に定める会費とは別に経理する。

2 財政支援基金の管理にあたり、年度において残額が生じた場合は、翌年度の財政支援基金に繰り越すものとする。

3 財政支援基金について、毎事業年度末において増減計算書を作成するものとする。

(その他)

第6条 この基金の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成30年3月8日より施行する。